

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2512号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



淡嶋神社「ひな流し神事」(和歌山)

もくじ

政 情 情 情 情

策 策 報 報 報 報

- 介護保険改革関連法案を閣議決定……………(2)
- 地域再生推進プログラムを策定……………(6)
- 都道府県別市町村数(平成17年3月7日現在)……………(9)
- カプセルNOW&NEW……………(10)
- 合併に思う……………(11)
- 政策リーダー……………(12)
- 福岡県犀川町長 白石春夫……………(12)

閑話休題

市町村合併についていろいろ言われながらも、現実にはすでに相当数の町村の名前がなくなつた。私が生まれ育つた富山県細入村も、この4月1日から富山市の一部となる。

この村は飛騨との県境に位置する山村であるが、いま災害で一部不通になつているJR高山線が昭和初期から通つていたために、早くから富山市への通勤者もいたところである。私もまだS1が引いていた列車で富山市の高校へ通つたが、当時は、朝6時30分発の

汽車による通学を、そんなにつらなものとは思わなかつた。そして

後に東京で学生生活を送る中で、山村・大都市・大都市のそれぞれの違いに対して強い関心を持つようになった。恐らくこのことから地理学を専攻するようになり、その後過疎問題を始めとして町村の現場から多くのことを学ばせていただいた。

わが原点のこの村も、いまは道路もよくなり、富山市へは自動車でも4、50分である。しかし雪国という状況もあり、若い世代はより利便性を求めて平野部に家を持つようになった。

わが村の合併に思う

早稲田大学教授 宮口 伺迪

いまネージメントシステムの中で、どれだけそれぞれの地域を輝かせることができるかに、この大変革の評価がかかっているのではないか。その意味で、単に旧町村単位で予算を確保するという発想を超えて、住民との協働によって、特色ある地域自治のしくみを構築していくことが必要である。地域自治の単位も旧町村にこだわることはない。合併を機会に、豊かな自然に恵まれたわがふるさとの、改めて強い主張が生まれ

てくることを期待したい。

◎写真募集◎

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。

送り先: 全国町村会・広報部

介護保険改革関連法案を閣議決定

予防サービス重視に転換

〔解説〕

政府は、介護保険制度改革関連法案を閣議決定し、今国会に提出した。本格的な高齢社会の到来を控え、サービスと利用者負担の両面から要介護者の抑制に取り組むのが法改正の目的。軽度の要介護状態にある高齢者を対象とした介護予防サービスの創設や、介護施設の居住費・食費の自己負担化などが柱となっている。焦点だった保険料を負担する被保険者とサービス受給者の対象拡大問題は、2009年度を目途に結論を出す検討規定を付則に盛り込んだ。

新予防給付を創設

同法の成立後、06年度から導入するのが新予防給付と地域支援事業の2種類。

新予防給付は、要介護認定で要支援と判定されたすべての人と、要介護1のうち、筋力向上トレーニングなどを通じ、状態の改善や悪化防止が期待できる人を対象に実施。対象者は、介護認定審査会が従来の要介護区分に加え、高齢

者の状態の維持・改善可能性を審査し、その結果を踏まえて市町村が決定する。

サービス内容は、介護予防効果が明らかかなものを新メニューとして導入する方針で、現段階では、筋力向上トレーニング 食習慣指導などの栄養改善 歯磨き指導などの口腔（こうくう）機能の向上の3つを予定。通所介護などの既存サービスは、より状態の改善が見込める内容に改めて提供す

る。このうち、家事代行型の訪問介護は利用を制限し、例外的に行う場合も必要性を厳密に検討した上で期間や提供方法を限定する。

一方、地域支援事業は、従来の老人保健事業や介護予防・地域支援合い事業を見直して創設する。要介護認定で介護保険の対象外と判定された高齢者らが、「要介護状態になるのを防ぐ水際作戦」厚生労働省幹部）という位置付けだ。

具体的には、市町村は、要介護認定や地域の病院などから得た情報を基に、要支援や要介護状態になるおそれのある人を抽出し、運動指導や閉じこもり予防、認知症（痴呆）対策などの介護予防事業を行う。また、高齢者の権利擁護や家族支援、ケアマネジャーのネットワークづくりなどの事業も実施できる。

事業規模は、介護給付費の3%（06年度事業費ベースで2000

億円程度）を上限に今後、政令で定める予定。財源は、介護予防事業が保険料と公費から各50%ずつ拠出するが、それ以外の事業では、40～64歳が支払う第2号保険料の負担は除外する。また、市町村は地域支援事業の利用者に対し、利用料を請求できる。

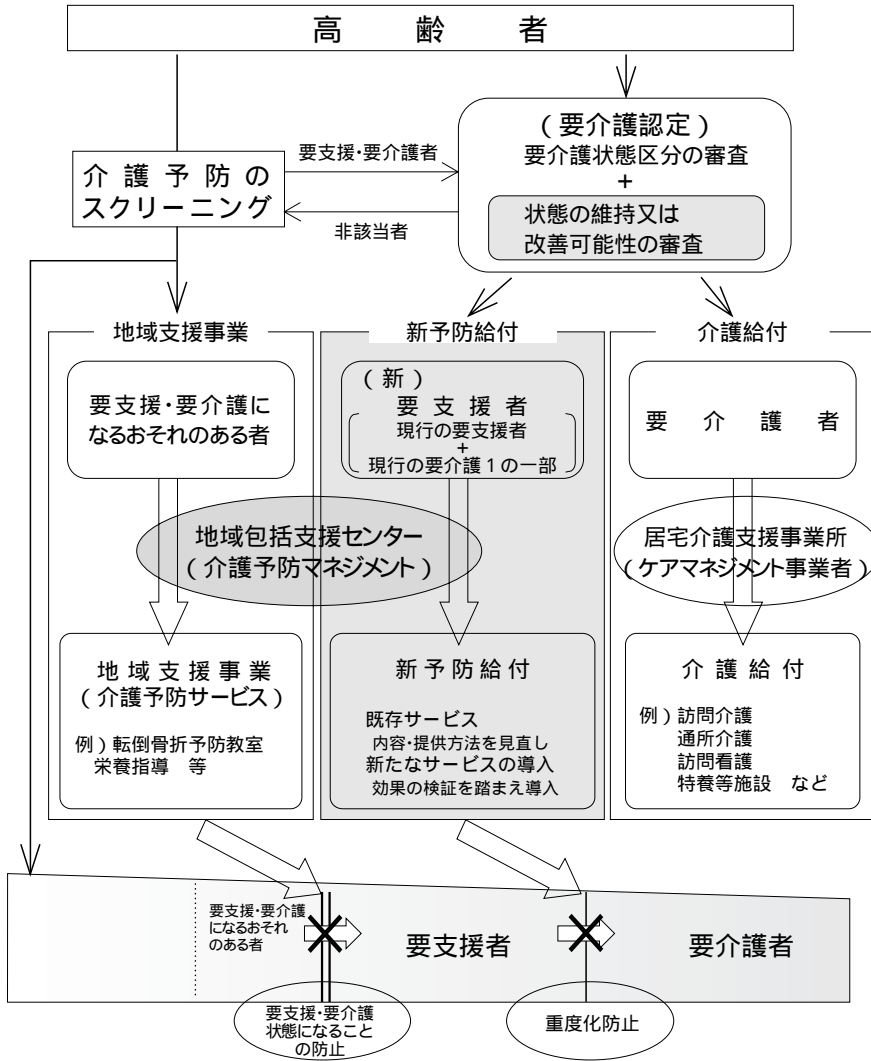
新予防給付と地域支援事業により、要介護状態になる前から軽度な要介護者までをカバーした介護予防体系を構築する。これらの取り組みにより、厚生労働省は、団塊世代が高齢者となる14年度時点で要介護者を40万人削減したい考えだ。

地域包括支援センターを整備

介護予防の強化に伴い、要介護認定やサービス体系も一部変更する。要介護認定区分は、現行の要支援、要介護1～5の計6段階から、新予防給付の対象となる要支

政 策

予防重視型システムへの転換
(全体概要)



援1、2、要介護1、5の計7段階となる。

また要介護認定をめぐっては、介護サービス事業者が要介護度を甘く認定し、不要なサービスまで提供する「利用者の掘り起こし」が問題になっているため、新規の要介護認定は、公平・公正の観点から原則として市町村が実施す

る。

サービス体系では、要介護1、5と判定された要介護者は、従来の枠組みで介護サービスを利用する。一方、新予防給付と地域支援事業では、制度改革に伴って各市町村が整備する「地域包括支援センター」が中心となってサービスを提供する。

同センターは、市町村や在宅介護支援センターの運営主体などが運営主体となる。社会福祉士や地域のケアマネジャーを指導する主任ケアマネジャー（仮称）、保健師らの専門スタッフが常勤し、介護予防プランの作成といった介護予防マネジメントや、地域で暮らす

り組む。

同省は、現行の在宅介護支援センターを母体にした地域包括支援センターの整備を考えているが、職員体制の違いなどから、市町村によっては整備が遅れるケースも想定される。そのため、新予防給付の実施体制が06年度施行に間に合わない場合は、07年度末までの2年間に条例で定める日から施行する経過措置を設ける。

このほか、要介護者が住み慣れた地域で暮らせるよう、日常生活圏域ごとに多様なサービスを提供する「地域密着型サービス」も開始する。通所や訪問介護などさまざまなサービスを提供する小規模多機能型居宅介護、夜間の緊急な呼び出しに応じる夜間対応型訪問介護、認知症高齢者グループホーム、定員30人未満の小規模特別養護老人ホームなどが該当する。

同サービスについては、保険者である市町村に事業者の指定や指定期基準・介護報酬の変更の権限を付与し、地域事情に応じて必要なサービスを保険給付の対象にできる。

介護保険法等の一部を改正する法律案(概要)

介護保険法附則第2条に基づき、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しを行う。

改正の概要

1 予防重視型システムへの転換

- (1) 新予防給付の創設
要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付を創設
マネジメントは「地域包括支援センター」等が実施
- (2) 地域支援事業の創設
要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置付け

- ・軽度者（要支援・要介護1）の大幅な増加
- ・軽度者に対するサービスが、状態の改善につがっていない

2 施設給付の見直し

- (1) 居住費・食費の見直し
介護保険3施設(ショートステイを含む)等の居住費・食費について、保険給付の対象外に。
- (2) 低所得者に対する配慮
低所得者の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな捕捉的給付を創設

- ・在宅と施設の利用者負担の公平性
- ・介護保険と年金給付の重複の是正

3 新たなサービス体系の確立

- (1) 地域密着型サービスの創設
身近な地域で、地域の特性に応じた多様な柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス(仮称)」
(例)小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、夜間対応型訪問介護等
- (2) 地域包括支援センターの創設
地域における i)総合的な相談窓口機能、ii)介護予防マネジメント、iii)包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」を創設
- (3) 居住系サービスの充実
・ケア付き居住施設の充実
・有料老人ホームの見直し

- ・一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加
- ・在宅支援の強化
- ・高齢者虐待への対応
- ・医療と介護との連携

事業者、ケアマネに更新制

特養入所者、月3万円負担増

め、更新時に研修を行う。

サービスの質の向上に向けては、悪質な介護事業者を排除する対策を強化する。事業者の指定は6年間ごとの更新制に変更するほか、指定の欠格事由に過去の指定取り消し処分などの履歴を追加し、処分後5年間は再指定を認めないこととする。

また、自治体が指導監督や処分をより柔軟に行えるよう、指定取り消し処分に加え、業務改善勧告や業務改善命令、指定の停止命令、処分の公表という権限も新設する。職員体制や料金などサービス情報の公表も全事業者に義務付ける。

利用者負担の見直しでは、特別養護老人ホームなど介護保険3施設の居住費と食費を、05年10月から介護給付の対象から外し、原則自己負担とする。在宅で暮らす高齢者との負担の公平性や、介護保険と年金の二重給付といった問題を踏まえた措置。個室は家賃相当分と光熱水費、多床室は光熱水費を負担し、食費は材料費と調理コストを支払う。特養ホームの標準的なケースでは、月額約3万円の負担増となる計算だ。

ただし、低所得者には所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた減額分は介護保険から補足的給付する軽減措置を設ける。

また、介護保険制度が始まった2000年4月よりも前に市町村の行政措置で特別養護老人ホームに入所していた高齢者向けの負担軽減措置も、05年4月から5年間延長する。対象者は特養ホーム入所者の約2割に当たる6万8000人で、利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らない措置を講じる。

ケアマネジャーについても、資格を5年ごとの更新制に改

政 策

4 サービスの質の確保・向上

- (1) 情報開示の標準化
介護サービス事業者に事業所情報の開示を義務付け
- (2) 事業者規制の見直し
指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等
- (3) ケアマネジメントの見直し
ケアマネジャーの資格の更新制の導入、研修の義務化等

- ・指定取消事業者の増加など質の確保が課題
- ・利用者によるサービスの選択を通じた質の向上
- ・実効ある事後規制ルール
- ・ケアマネジメントの公平・公正の確保

5 負担の在り方・制度運営の見直し

- (1) 第1号保険料の見直し
設定方法の見直し
低所得者に対する保険料軽減など負担能力をきめ細かく反映した保険料設定に
[政令事項]
徴収方法の見直し
特別徴収(年金からの天引き)の対象を遺族年金、障害年金へ拡大
特別徴収対象者の把握時期の複数回化
- (2) 要介護認定の見直し
・申請代行、委託調査の見直し
- (3) 市町村の保険者機能の強化
・都道府県知事の事業者指定に当たり、市町村長の関与を強化
・市町村長の事業への調査権限の強化

- ・低所得者への配慮
- ・利用者の利便性の向上
- ・市町村の事務負担の軽減
- ・より主体性を発揮した保険運営

6 その他

- (1) 「痴呆」の名称を「認知症」へ変更
- (2) 養護老人ホーム、在宅介護支援センターに係る規定の見直し
- (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
介護保険適用施設等への公的助成の見直し、給付水準等の見直し

地域介護・福祉空間整備等交付金の創設
地域再生の観点から、地方公共団体の創意工夫を活かした介護・福祉サービス基盤の整備を支援するため交付金制度を創設
(平成17年4月施行)
厚生労働省関係の三位一体改革関連の法整備(＊)において対応
(＊「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案」)

施行期日(予算関連)

平成18年4月1日

①の「痴呆」の名称の見直しについては公布日施行、②の「施設給付の見直し」については平成17年10月施行、⑤(1)の特別徴収対象者の把握時期の複数回化については平成18年10月施行

遺族障害年金
からも天引き

対象拡大問題は先送り

でも納付できるようにする。

制度運営に当たっては、65歳以上が支払う第1号保険料の負担区分を細分化する。具体的には、市町村民税の非課税世帯を対象とした現行の第2段階を、年金収入が80万円以下で他に所得がないことを水準に分け、水準以上は現行通り基準額の75%、水準以下は50%に引き下げる。

徴収方法では、年金から保険料を天引きする特別徴収は、老齢退職年金に加え、遺族、障害両年金も新たに対象とする。特別徴収対象者の捕捉回数も7年1回から年6回に増やす。年金から天引きされない普通徴収では、05年10月から自治体の判断でコンビニエンスストアなど

一方、制度改革の最大の焦点だった被保険者・受給者の対象拡大をめぐる問題は、関係者の意見が二分。この問題を議論してきた社会保険審議会(厚生労働相の諮問機関)介護保険部会でも結論が出なかつたため、厚生省は06年度からの拡大を見送った。

ただ、審議では将来の拡大を容認する意見が多かつたことから、同部会は04年12月にまとめた意見書で、05年度を目途とした社会保障制度の一体的な見直しの中で結論を出すよう求めた。

同部会の意見書を受け、自民公明の与党は04年末以降、将来の拡大方針を法案の付則に盛り込むかどうかについて検討に入った。しかし、拡大慎重に消極的な意見が根強い自民党と、介護の普遍化に積極的な公明党との隔たりが大きく、調整は難航。最終的には、「社会保障制度全般の一体的な見直しと併せて検討し、その結果に基づいて09年度を目途に所要の措置を講じる」との検討規定を付則に盛り込むことで決着した。

(時事通信社 中村卓朗)

地域再生推進プログラムを策定

～自治体の創意工夫に交付金を優先配分～

政府の地域再生本部（本部長・小泉純一郎首相）は、自治体から国からの交付金を複数組み合わせて利用できる仕組みを作り、総合的な地域づくりを進めやすくするための新たな支援措置を盛り込んだ「地域再生推進プログラム2005」を策定した。

同プログラムでは、06年度からは自治体がメニューから複数の交付金を選んで策定した計画を第三者の意見を交えて認定・評価し、交付金を優先配分する仕組みを導入。創意工夫を競わせるアイデア合戦（地域戦略メガコンペ）で、自治体の積極的な取組を促すことを狙いとしている。

06年度から優先配分の対象となるのは、政府が今国会に提出している「地域再生法案」の柱となる汚水処理、道路、港・漁港の3分野で複数省庁の補助金の一部を統合した「地域再生基盤強化交付金」と、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等交付金、農林水産省のむらづくり交付金と漁村再生交付金、国土交通省の地域住宅交付金。これらのうち2種類以上を活用した地域再生の仕組みを首相が認定・評価し、優れた計画には交付金を優先的に配分する。

なお地域再生計画の認定受付は5月中旬頃から予定されている。

地域再生推進のためのプログラム2005

1、地域再生の意義及び目標

地域は、自主的かつ自立的な取組、夢を抱いて知恵と工夫を競うアイデア合戦（地域戦略メガコンペ）を展開

○国は、地域の自主的・自立的な取組のための環境整備や地域の総合的

な取組を支援 自主的・自立的で持続可能な地域の形成、全国的な規模での地域の活力の増進

「地域再生（地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生）」を推進

2、政府が実施すべき施策に関する基本的な方向

(1) 知恵と工夫の競争のサポート・促進

ひとづくり・人材ネットワークづくりの促進

地域固有のソーシャルキャピタル（福祉、まちづくりなどの特定の目的で組織されたNPO法人等や、講、自治会といった古くから地域に存在する地縁的な組織）の再活用

○権限移譲や社会実験など地域における先進的な取組の推進

(2) 補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換

目的別・機能別の交付金、省庁横断的な交付金の創設等

手段の選択や交付額の充当を地域の裁量に委ねる方向で、また、省庁の壁を超えて、交付金化などの補助金改革の推進

補助対象財産の有効活用

「補助金等適正化法」に基づく各省各庁の長による承認の迅速化等

(3) 民間のノウハウ、資金等の活用促進

地域再生に資する事業への民間投資の促進

(4) 構造改革特区、都市再生等と連携

(5) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

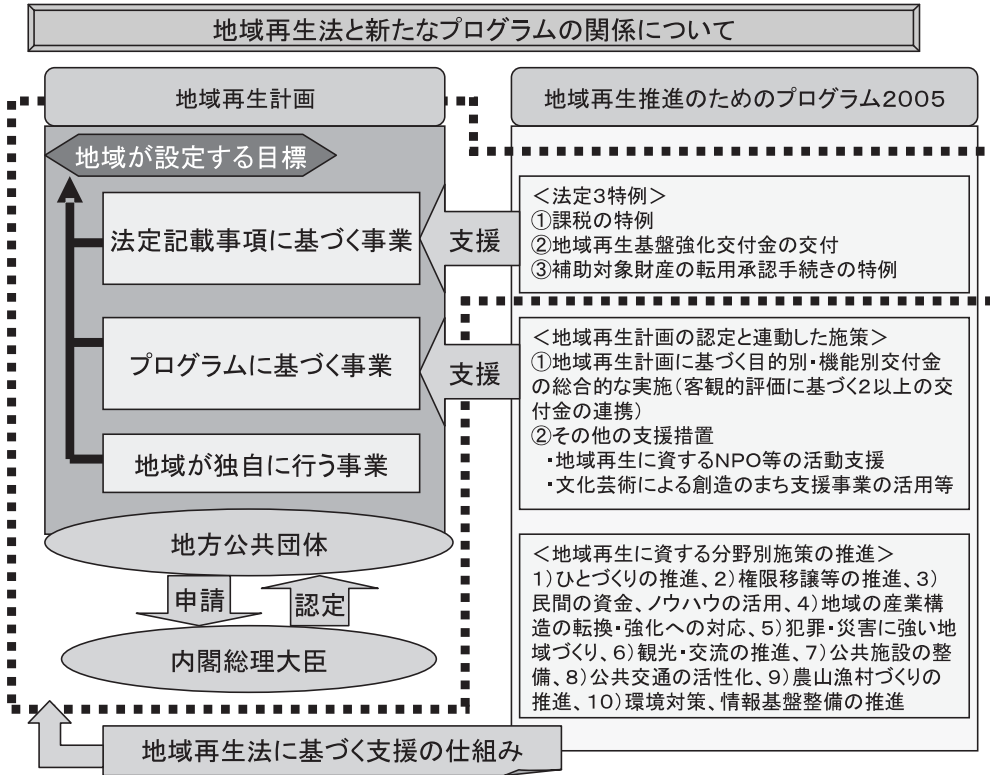
3、地域再生推進のための具体的な施策のプログラム

3 1 地域再生のための法制度の構築

(1) 地域再生計画の認定制度の再構築
(2) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別な措置

政 策

地域再生法と新たなプログラムの関係について



地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例
 地域再生のための交付金の活用
 ・道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金
 補助対象財産の転用手続きの一元化、迅速化

3 2 地域再生計画と連携し

た施策の重点的な推進

(1) 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施(客観的評価に基づく2以上の交付金の連携)
 ・地域介護・福祉空間整備交付金【厚生労働省】
 ・むらづくり交付金、漁村再生交付金【農林水産省】

地域再生法に基づく支援の仕組み

・地域住宅交付金【国土交通省】
 (2) その他地域再生計画の認定に基づく支援措置 別添1参照
 ・地域再生に資するNPO等の活動支援【内閣府】
 ・文化芸術による創造のまち支援事業の活用【文部科学省】
 ・地域提案型雇用創造促進事業パッケージ事業【厚生労働省】等

3 3 地域再生に資する分野別施策の推進

(1) ひとづくりの推進、(2) 権限移譲等の推進、(3) 民間の資金、ノウハウの活用、(4) 地域の産業構造の転換・強化への対応、(5) 犯罪・災害に強いまちづくり・地域づくり、(6) 観光・交流の推進、(7) 公共施設の整備、(8) 公共交通の活性化、(9) 農山漁村づくりの推進、(10) 環境対策、情報基盤整備の推進

3 4 地域再生に資する施策の評価の実施(地域再生本部における事後の評価の実施)

4、今後の進め方

地域再生の法制度を通常国会に提出
 (新たな制度による地域再生計画の認定申請を5月を目途に受付)
 新たな検討の方向を策定し、6月を目途に提案募集を実施

別添1 地域再生計画の認定に基づく支援措置

3 2 地域再生計画と連携した施策の重点的な推進

(2) その他地域再生計画の認定に基づく支援措置
 地域再生に資するNPO等の活動支援【内閣府】
 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除【総務省】
 公共施設を転用する事業へのリ・ユースの措置【総務省】
 組合等施行土地区画整理事業について地方負担分への起債措置【総務省】
 文化芸術による創造のまち支援事業の活用【文部科学省】
 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)【平成17年度より実施、厚生労働省】
 日本政策投資銀行の低利融資等【財務省】
 国民生活金融公庫の「新企業育成貸付等における保証人徴求特例」の要件緩和【平成17年度より実施、財務省、厚生労働省】
 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携【金融庁、経済産業省】
 地域通貨モデルシステムの導入支援【総務省】
 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成【国土交通省・総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府】
 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携【金融庁】

政 策

3 2 地域再生計画と連携した施策の重点的な推進

別添2 3 3 地域再生に資する分野別施策の推進

拡充、総務省】
(2) 地域再生に資する権限移譲や社会実験などの推進
特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅に係る権限の移譲【平成17年度より実施(平成17年通常国会に法案提出)、国土交通省】
地域密着型の介護サービスに係る権限の移譲【平成18年度より実施(平成17年通常国会に法案提出)、厚生労働省】
スマートICの社会実験の実施【平成17年度より拡充、国土交通省】

農業の生産・経営から流通までの総合的対策の推進(強い農業づくり交付金)【平成17年度より実施、農林水産省】
林業・木材産業の構造改革の実現と木材利用の推進(強い林業・木材産業づくり交付金)【平成17年度より実施、農林水産省】
水産物の安定供給の確保・水産物の健全な発展(強い水産業づくり交付金)【平成17年度より実施、農林水産省】

(3) 地域再生計画の策定、実施のための人材派遣、情報提供

(1) 地域再生に資するひとつづくりの推進、人材ネットワークの構築
教育、文化、スポーツを通じた地域づくりの推進【平成17年度より実施、文部科学省】

「地域再生支援チーム」の設置【国土交通省・総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府】

地域における教育力の再生【平成17年度より実施、又部科学省】

「地域再生伝道師」の活用【内閣府】

地域における教育・学習情報の発信【平成17年度より実施、文部科学省】

地域再生雇用支援ネットワーク事業の実施【厚生労働省】

キャリア教育の更なる推進(キャリア教育実践プロジェクト)【平成17年度より実施、文部科学省】

地域雇用創造バックアップ事業の実施【平成17年度より実施、厚生労働省】

先端技術や伝統技能の習得など特色ある取組を行う専門高校等への支援(目指せスベシャリスト(スーパー専門学校))【平成17年度より実施、文部科学省】

【厚生労働省】

【文部科学省】

先端技術や伝統技能の習得など特色ある取組を行う専門高校等への支援(目指せスベシャリスト(スーパー専門学校))【平成17年度より実施、文部科学省】

中小・ベンチャー企業の創業等への一体的支援【平成17年度より実施(平成17年通常国会に法案提出)、経済産業省】
まちづくりへの民間資金の誘導【平成17年度より実施(平成17年通常国会に法案提出)、国土交通省】
民間の資金、ノウハウを活用するPFIの推進【平成17年度より実施、内閣府】

新たなサービス産業の創出【平成17年度より実施、経済産業省】
地域経済を支える製造業の競争力強化への支援【平成17年度より実施、国土交通省】
地域クラスターの形成【平成17年度より拡充、文部科学省、経済産業省】

【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、国土交通省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、国土交通省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、国土交通省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、国土交通省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、国土交通省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、国土交通省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、国土交通省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、国土交通省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、文部科学省】

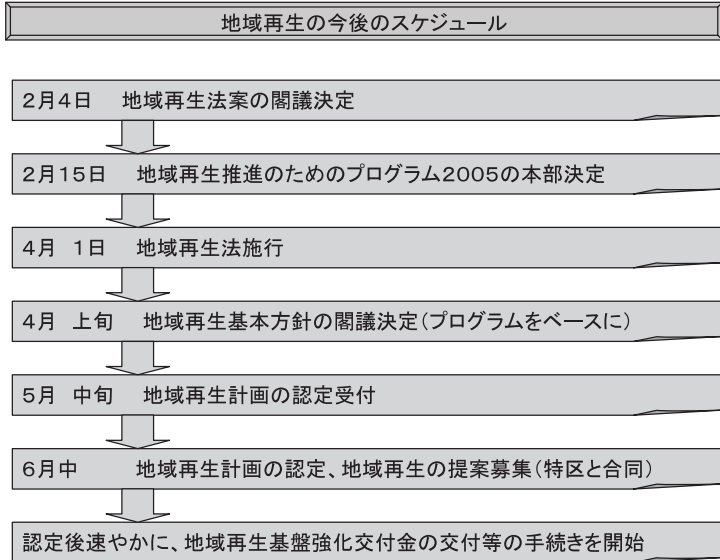
【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、国土交通省】

【平成17年度より実施、経済産業省】

【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、経済産業省】



【平成17年度より実施、文部科学省】
地域再生マネージャー事業の推進【平成17年度より実施、文部科学省】
産学連携による高度専門人材育成の推進【平成17年度より実施、文部科学省】
地域再生マネージャー事業の推進【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、文部科学省】
産学連携による高度専門人材育成の推進【平成17年度より実施、文部科学省】
地域再生マネージャー事業の推進【平成17年度より実施、文部科学省】

【平成17年度より実施、文部科学省】
産学連携による高度専門人材育成の推進【平成17年度より実施、文部科学省】
地域再生マネージャー事業の推進【平成17年度より実施、文部科学省】

政 策

よる地域連帯の再生【平成17年度より実施、内閣府、警察庁、総務省、消防庁】

地域の個性を生かした地域防災力の向上【平成17年度より実施、内閣府、文部科学省、国土交通省】

豪雨災害に強い地域づくり【平成17年度より実施、国土交通省】

(6)地域における観光・交流の推進

国際競争力のある観光地づくり【平成17年度より実施、平成17年通常国会に法案提出】、国土交通省

ヒジット・ジャパン・キャンペーンの高度化【平成17年度より拡充、国土交通省】

「山村留学」の推進【平成17年度より実施、文部科学省】

地域資源を活かした集客交流サービスマス事業支援【平成17年度より実施、経済産業省】

エコツーリズムの推進への支援【平成17年度より拡充、環境省】

(7)地域の創意工夫を生かした公共施設の整備

まちづくり交付金等の積極的活用【平成17年度より拡充、国土交通省】

官民協力による交通拠点の整備の推進【平成17年度より実施、国土交通省】

港における交流空間づくり支援【平成17年度より拡充、国土交通省】

(8)地域再生のための公共交通の活性化

公共交通の活性化【平成17年度より実施、国土交通省】

LRTの整備の推進【平成17年度より実施、国土交通省】

(9)力強い農山漁村づくりの推進

「立ち上がる農山漁村」への支援【平成17年度より実施、内閣官房、農林水産省】

地域の創意工夫による元気あふれる農山漁村の実現(元気な地域づくり交付金)【平成17年度より実施、農林水産省】

中山間地域等の多面的機能の維持・増進(中山間地域等直接支払交付金)【平成17年度より実施、農林水産省】

森林の多面的機能の発揮と山村再生(森林づくり交付金、森林・山業創出支援総合対策)【平成17年度より実施、農林水産省】

多面的機能を発揮する水産業・漁村の支援(離島漁業再生支援交付金)【平成17年度より実施、農林水産省】

(10)環境対策、情報基盤整備に資する地域の取組の推進

バイオマスの利活用の推進(バイオマスの環つくり交付金)【平成17年度より実施、農林水産省】

環境と経済の好循環のまちモデル事業の実施【平成17年度より拡充、環境省】

学校等工コ改修・環境教育モデル事業の実施【平成17年度より実施、環境省】

再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域の整備【平成17年度より実施、環境省】

地域インフラネット基盤施設整備事業の拡充【平成17年度より実施、総務省】

都道府県別市町村数(平成17年3月7日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	151	23	174	34	208	富山県	13	4	17	10	27	岡山県	38	9	47	12	59
青森県	32	20	52	9	61	石川県	12	0	12	10	22	広島県	31	0	31	15	46
岩手県	29	16	45	13	58	福井県	17	4	21	8	29	山口県	23	1	24	13	37
宮城県	57	2	59	10	69	長野県	32	62	94	18	112	徳島県	29	3	32	6	38
秋田県	47	9	56	9	65	岐阜県	27	2	29	20	49	香川県	30	0	30	7	37
山形県	27	4	31	13	44	静岡県	41	4	45	23	68	愛媛県	17	0	17	12	29
福島県	48	26	74	11	85	愛知県	45	10	55	32	87	高知県	26	13	39	9	48
茨城県	37	10	47	24	71	三重県	26	6	32	15	47	福岡県	58	8	66	25	91
栃木県	31	2	33	12	45	滋賀県	20	0	20	12	32	佐賀県	23	4	27	8	35
群馬県	30	20	50	11	61	京都府	25	1	26	13	39	長崎県	40	1	41	10	51
埼玉県	40	8	48	41	89	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	45	12	57	14	71
千葉県	40	5	45	33	78	兵庫県	52	0	52	25	77	大分県	25	7	32	11	43
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	18	17	35	11	46	宮崎県	28	7	35	9	44
神奈川県	17	1	18	19	37	和歌山県	36	6	42	7	49	鹿児島県	64	5	69	14	83
山梨県	17	11	28	12	40	鳥取県	21	1	22	4	26	沖縄県	17	24	41	11	52
新潟県	36	20	56	23	79	島根県	29	4	33	9	42	合 計	1,561	401	1,962	726	2,688

カプセル Now & New

懲戒処分の内容等を公表する基準を制定 北海道 白老町

町は、公務員倫理を徹底し、不祥事発生を防止するとともに、町政運営の透明性を高めていくため、職員の懲戒処分を行う場合、職名、年齢、処分内容、理由等を公表する基準を制定した。被処分職員の氏名は、刑事事件で免職、停職処分とした場合に公表すると規定している。

17課等を9課等に統合・再編 青森県 平内町

町は、現在17ある課・室・事務局を4月から9課・事務局に統合する。将来の人件費抑制を図っていくのがねらい。税務、町民、保健福祉の3課と議事事務局はそのまま存続させるほか、総務課、産業振興課、地域整備課、教育課、会計課に統合し、組織再編していく。

公募町民による住民会議を設置 栃木県 壬生町

町は、公募で選んだサラリーマンや主婦など20〜70歳の町在勤・在住者を会員とする住民会議を設置した。月1回のペースで会議を開催し、まちづくり推進へ向けて出された意見や提言は次期総合計画に反映させる予定。会議は参加しやすいように平日の夜に開催する。

「不法投棄ゼロシステム」を試験導入 埼玉県 毛呂山町

町は、「ごみ不法投棄の根絶をめざし、不法投棄ゼロシステム」

を試験導入した。情報提供者は、カメラ付き携帯電話などで町生活環境課のホームページにアクセスし、ごみを発見した日時や場所、現状状況等の画像を添付して送ってもらおう。平成17年度から本格導入の予定。

職員私服着用を試行 神奈川県 愛川町

町は、職員に義務づけられた事務服の着用を一旦中止し、6月まで私服着用を試行している。経費節減がねらいで、町民から意見や感想を求め、問題がなければ事務服を廃止する。ネックストラップ方式の名札に変え、職員には仕事に適した清潔感のある服装を呼びかけている。

防犯用ハット・ヘルメットを実施 富山県 梨山

町は、安全・安心のまちづくり推進のため、4月からパトカーに似せた白黒デザインの防犯用パトロール車によるパトロールを実施する。パトロールには警察官が自衛官のOBを充てていく予定で、学校下校時から午後10時ごろまで巡回する。

電子会議室「はらむらe」を開設 長野県 原村

村は、村内外から募った意見を村づくりに生かすため、村のホームページに掲載形式の電子会議室「はらむらe」を開設した。「健康と福祉」「音楽」などテーマ別に意見を募っており、村外のファンも多い村では、村に関心のある人からの参加も歓迎している。

5カ年の自立経営プランを策定 大阪府 能勢町

効果的、効率的な財政運営をめざし、持続可能なまちづくりを推進するため、町は平成17年度から5カ年の自立経営プランの策定を進めている。事務事業の効率化、事業費の削減、行政組織の縮小をめざした人事計画の確立など、項目ごとに目標を設定し取り組んでいく。

広域のウォーキングガイドを作成 和歌山県 那賀町

那賀郡6町で構成する那賀郡広域観光協議会は「那賀の国ウォーキングガイド」を作成した。那賀郡エリアを再発見してもらおうのがねらいで、「華岡青洲探訪コース」「根来寺歴史と自然散策コース」など、各町の特色を生かした6コースを紹介している。

町長や議員等の給料等を大幅削減 鳥取県 若桜町

合併せずに単独での存続を選んだ町は、大幅な歳出削減に取組んでいる。すでに実施している教育長や助役の給料カットに続き、町長給料の大幅削減や議長報酬20%、議員報酬15%をそれぞれ削減するなど、人件費の大幅削減を図り、行財政改革を断行していく。

インターネットを活用した会議システムを導入 島根県 邑南町

平成16年に3町村の合併で誕生した町は、町民が一か所に集まらなくても打ち合わせができるシステムを構築。町内12か所

の公民館と町教育委員会などを光ケーブルの高速インターネットで結び、パソコンの画面を通じて相手の顔を見ながら会議ができるシステムを導入した。

旧町間の距離感解消に 岡山県 施設見学などを実施 吉備中央町

2町の合併によって平成16年に誕生した町は、互いの町を見学しようという婦人会や老人会などの動きにこたえるため、新設した商工観光課が神社等の文化財や道の駅、農業関係の施設を案内している。旧町間の距離感の解消がねらい。

鳥インフルエンザ発生 大分県 九重町

町は、鳥類を飼っている町民約350世帯の希望者に、消毒薬の無料配布を行った。高病原性鳥インフルエンザ発生に備え、独自の防止策として取り組んでいるもので、鶏舎や鶏体、人の手足にも使える家畜伝染病予防法指定の消毒薬「クリアキル・ドライ」を配布している。

宮里藍選手の写真付き記念切手を発売 沖縄県 東村

村は、日本郵政公社沖縄支社と共同で企画し、村出身の女子プロゴルファー・宮里藍選手の写真付き記念切手を発売する。収益金の一部を基金として積み立て、人材育成に充てる考えで、10枚1セット、3000円前後を予定し、注文は全国の郵便局でも受け付ける。

カプセル Now & New

随 想

合併に思う



福 岡 県 長
が 川 町
白 石 春 夫

随 想

犀川町。面積98km²、人口約8千人のこの町は、福岡県の東部に位置し、南部は大分県に接している。この町の明治以降の沿革をたどると、明治22年町村制施行に伴い、旧藩時代の当町域の村々は合併して、東犀川村、南犀川村、西犀川村、城井村、伊良原村が成立した。明治38年には東、南、西犀川3村は合併して犀川村となり、その後昭和18年2月には町制を施行し、犀川町となった。当時、私は城井村で3歳の誕生日を迎えようとしていたときである。

家の近くを清流被川が流れ、裏手は田畑や山が延々と続くこの村は、美味しい米の生産地として名を馳せていた。幼少の頃から、この自然に恵まれた川や田畑或いは山々が遊び場であり、集落の子供達と泥だらけになって、それこそ真っ暗になるまで遊んだ。物のない時代であり、小刀などの刃物で

上級生の手ほどきをうけ、野山にある竹や木などを加工していろいろな遊び道具を作って遊んだものであった。時は過ぎ、昭和31年9月城井村は、伊良原村、犀川町と合併し、現在の犀川町となった。この時初めて合併を経験した。当時私が高校生頃であり、1町2村の住民全てがこの合併を祝い、数日間に渡る祝賀行事に町全体が湧いていた。父や兄弟達も同様に違わず、長い間当時の様子が話し継がれていた。しかし、新しい町の未来に大きな期待を託す反面、故郷の村名や母校の名称が変更されることに一抹の不安と寂しさを禁じえなかったことも事実である。

昭和34年、縁あって合併して間もない犀川町役場に奉職した。当時は高度経済成長の真っ只中で、役場職員はマイナーな職業に見られ、多くの人は民間企業へと就職していた時代だった。税務課を手始めに幾つかの課を経験していった。そんな中、昭和49年に新庁舎を建設することになった。旧犀川村時代から使用していた庁舎は老朽化し、手狭になったためであった。しかし、折しもオイルショックで建築資材は急騰し、計画予算の2倍の工事費がかかり、昭和51年には財政再建準用団体の指定を受けた。7年後財政再建は完了したものの、住民のみならず職員にとっても本当に苦しい7年間であった。この間、町主催の行事や福祉面に至るまで中止や緊縮は続くことになった。その後管理職となった私に一大転機がおとずれる。平成6年、当時の助役が勇退されることとなり、町長からの依頼を受け、助役に就任することとなった。まさしく晴天の霹靂である。さらに平成9年には、私にこの町の未来を託し、進前町長は勇退された。一國一城の主となった私には「犀川町をこのようにしたい。」という夢を追い、時には住民にも喜ばれない事業を判断しなければならぬときもあった。限られた予算の中では、一度に整備はできない。毎年少しずつではあるが整備して、その夢は確実に実りつつあった。そんな中、降って沸いたように合併問題がでてきた。農林業が主産業であるこの町

で、昭和31年当時1万3千人を数えた人口は半分近くにまで減った。都市部へ流出する若者で過疎化、高齢化が進み、駅前の商店街にも昔の活気は影を潜めている。出来るものならば今のまま踏ん張りたいたいという気持ちはある。住民の多くもそう望んでいるのではないだろうか。しかし、税収などの自主財源が少なく地方交付税に依存する我が町にとつて、三位一体の改革による地方交付税の削減は死活問題である。30年前の再建団体が脳裏をよぎる。サービスをしたくても出来なかつたあの当時は、また今は量だけではなくサービスの質も求められている。加速度的に発達している社会に対応し、かつ、より複雑化する住民のニーズを受け入れていくためには、財政的な基盤は必要不可欠である。サービスの質・量共に近隣と比較して著しく下がってしまうことだけはあってはならない。合併は、将来のためにも必要不可欠なことであるとわたしは信じている。今、勝山町、豊津町との3町で合併の話を進めている。もちろん財政ありきではない。住民の皆さんが喜んで、明日への希望がもてるような合併にすることが私たち首長をはじめとする関係者の役割ではないだろうか。昭和の合併から50年という節目の年。犀川町は、新たな未来に向かつて羽ばたこうとしている。

政策リーダー

政策リーダー

推計人口まとめまる

総務省

総務省は2月21日、平成16年10月1日現在の推計人口(確定値)をまとめた。

同推計人口によると、国内の総人口は1億2,768万7千人となり、この1年間に6万7千人増加したが、人口増加率は0.05%にとどまり、増加数、増加率とも戦後最低となっている。

男女別に見ると、男性は6,229万5千人(前年比0.01%減)、女性も6,539万2千人(同0.12%増)で、女性が309万6千人多い。特に男性は、9千人減り、戦後初めてマイナスに転じた。

人口増加率の減少傾向について、総務省は「近年の少子化が最大の要因」としている。

出生児数から死亡者数を引いた自然増減数は10万2千人増で戦後最低を更新している。入国者数から出国者数を引いた社会増減数は3万5千人減となっている。

年齢別の人口割合は、0～14歳人口が1,773万4千人で、総人口に占める割合は、前年に比べ0.1ポイント減の13.9%となっている。15～64歳人口も8,507万7千人で、同0.3%減の66.6%となっている。一方、65歳以上人口は2,487万6千人で、同0.5%増の19.5%で、過去最高となっている。

なお、同推計人口は、国勢調査(2000年)を基に、人口関連資料(出生・死亡、出入国など)から最新の人口を推定している。

循環基本計画の進捗状況の点検結果まとめまる

中央環境審議会

中央環境審議会循環型社会計画部会は、このほど「循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果」をとりまとめた。

これは、循環型社会形成推進基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会が循環基本計画に基づき、施策の進捗状況を点検し、その後の政策の方向について政府に報告するものである。

点検結果によると、地方公共団体の取組状況については、地域の循環型社会形成に関する施策を総合的に計画的に推進するための計画の策定が期待されているが、取組は十分ではないとし、総合的・計画的な取組についてのコーディネートとして各主体をつなぐような場づくりを図り、パートナーシップの下での施策の展開を期待している。

全体的評価としては、再生利用等の循環の利用によって、最終処分量の減量化は進んでいるものの、発生抑制は十分には進んでいないとする。一方、個々の行動が各主体の連携により効果的にかみ合っているれば、循環型社会の形成の取組の大きな進展が期待できるとしている。

また、今後の取組の方向としては、具体的な情報提供などにより各主体の取組を推進するとともに、排出者責任と拡大生産者責任の考え方に基いて、関係者の適切な役割分担とインセンティブ付与のシステムを整備し、循環型社会形成推進を旨とした社会経済システムへの転換を図ることが必要であるとしている。

なお、点検結果は2月22日の閣議に報告された。

山村振興法改正案をとりまとめ

自民党山村振興委員会

自民党の山村振興委員会は、この程、2004年度末で期限切れとなる山村振興法を10年間延長するとともに所要の改善策を盛り込んだ改正案をとりまとめた。同法は65年、地域格差の是正などを目的に10年間の期限立法として議員提案され、過去3回の期限延長が行われている。

今回の改正案では、山村振興計画の体系を変更したのが大きな柱のひとつ。現行制度では、都道府県知事が振興山村に指定された区域を管轄する市町村長と協議して作成することになっていたが、これを指定区域の実情に詳しい市町村が作成するよう変更するとともに、都道府県の同意を得た上で計画を作成し、主務大臣に提出するようにする。

また、91年の改正時に導入された特別償却制度の対象となる認定法人の事業範囲を拡充。現行規定では、森林と農地の保全事業に限定していたが、農林産物の製造・販売・加工や都市などとの交流事業を単独で行っている法人も認定対象とする。併せて認定主体を都道府県から市町村に移す。

さらに、国及び地方公共団体が適切な配慮を行うべき事項として、「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」、「医療の確保」の内容をともに拡充したほか、「都市・山村の交流」及び「鳥獣被害の防止」についての規定が新たに盛り込まれている。